（負担金の額の計算上除かれる負債）

第三十三条　法第百七条第二項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　繰延税金負債（農林中央金庫法施行規則第百十一条第一項に規定する別紙様式第八号若しくは別紙様式第九号、農業協同組合法施行規則第二百二条第三項に規定する別紙様式第六号㈠若しくは別紙様式第七号㈠又は水産業協同組合法施行規則第百二十一条に規定する別紙様式第二号㈠若しくは別紙様式第四号㈠の貸借対照表（次号において「各貸借対照表」という。）に記載された繰延税金負債をいう。）

四　（略）

（回収等停止要請の対象となる権利の行使）

第三十六条　法第百十条の八に規定する主務省令で定める債権者としての権利の行使は、特別監視指定に係る農林中央金庫の債権者として農林中央金庫に対し行う裁判上又は裁判外の行為の全部又は一部とする。

（特定負担金納付の際の提出書類）

第三十七条　法第百十条の十七第一項に規定する主務省令で定める書類は、別紙様式第三による特定負担金計算書とする。

（特定負担金の額の計算上除かれる負債）

第三十八条　法第百十条の十七第二項に規定する主務省令で定めるものは、第三十三条各号に掲げるものとする。

（負担金の額の計算上除かれる負債）

第三十三条　法第百七条第二項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　繰延税金負債（農林中央金庫法施行規則第百十一条第一項に規定する別紙様式第八号若しくは別紙様式第九号、農業協同組合法施行規則第二百二条第三項に規定する別紙様式第六号㈠若しくは別紙様式第七号㈠又は水産業協同組合法施行規則第百二十一条に規定する別紙様式第一号㈠若しくは別紙様式第三号㈠の貸借対照表（次号において「各貸借対照表」という。）に記載された繰延税金負債をいう。）

四　（略）

（新設）

（新設）

（信用事業譲渡等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第三十九条　令第四十二条に規定する債権者で主務省令で定めるものは、共済契約に係る債権者及び保護預り契約に係る債権者とする。

（金融システムと関連性を有する取引）

第四十条　法第百十八条の三第一項に規定する主務省令で定めるものは、取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引又はこれに準ずる取引で農水産業協同組合を当事者の一方とする契約に係る取引とする。

（特定解除等）

第四十一条　法第百十八条の三第二項に規定する主務省令で定めるものは、契約に係る取引を行っている農林中央金庫に関連措置等（同条第一項に規定する関連措置等をいう。）が講じられた場合に、当該取引を行っている当事者の双方の意思にかかわらず、当該関連措置等が講じられた時において、当該契約に係る取引について生ずる次に掲げるものとする。

一　当該関連措置等が講じられた時における当該取引のそれぞれに係る評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間における一の債権又は一の債務となること。

二　当該当事者間における債務がその対当額につき消滅すること。

（信用事業譲渡等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第三十六条　令第三十八条に規定する債権者で主務省令で定めるものは、共済契約に係る債権者及び保護預り契約に係る債権者とする。

（新設）

（新設）